

第 2 9 号議案関係資料

上・下水道事業の取扱いについて

平成 1 5 年 6 月

鹿児島地区合併協議会

(様式1)

事務事業現況調査総括表

(19) 上・下水道事業

番号	事務事業名	鹿児島	吉田	桜島	喜入	松元	郡山	区分	経過
1	簡易水道組合等助成事業		×	×	×	×		B	
2	合併処理浄化槽設置整備補助事業							B	
3	合併処理浄化槽設置整備補助事業（単独事業）		×			×	×	B	
4	吉田町地域下水処理事業	×		×	×	×	×	A	
5	水道事業(上水道事業)		×	×	×	×	×	A	
6	水道事業(簡易水道事業)	×						B	
7	水道事業(料金)							B	
8	水道事業(料金無料対象)	×		×			×	C	
9	水道事業(負担金・加入金)			×				B	
10	水道事業(手数料)							B	
11	水道事業(督促手数料・延滞金)	×				×	×	C	
12	水道事業(工事負担金)			×	×	×	×	B	
13	水道事業(工事関係分担金)	×	×	×	×			C	
14	水道事業(検針・料金徴収)							B	
15	水道事業(水道計画)							B	
16	工業用水道事業	×	×	×		×	×	A	
17	工業用水道事業(料金)	×	×	×		×	×	A	
18	工業用水道事業(検針・料金徴収)	×	×	×		×	×	A	
19	工業用水道事業(工業用水道計画)	×	×	×		×	×	A	
20	公共下水道事業		×	×	×	×	×	A	

環境専門部会(番号1~4)・水道専門部会(番号5~25)

番号	事務事業名	鹿児島	吉田	桜島	喜入	松元	郡山	区分	経過
21	公共下水道事業(受益者負担金)		×	×	×	×	×	A	
22	公共下水道事業(下水道使用料)		×	×	×	×	×	A	
23	公共下水道事業(手数料)		×	×	×	×	×	A	
24	公共下水道事業(徴収)		×	×	×	×	×	A	
25	公共下水道事業(水洗化への助成・融資制度)		×	×	×	×	×	A	
26									
27									
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35									
36									
37									
38									
39									
40									

(注1) 該当する事務事業を実施している市町には 印、実施していない場合は×印を表示。

(注2) 区分欄には調整方針(案)の区分を表示。(A:現行どおり、B:一元化、C:廃止)

(注3) 経過欄には調整方針(案)で経過措置を講じることとした場合に 印を表示。

行政制度等の調整方針(案)

(19) 上・下水道事業

環境専門部会

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
1 簡易水道組合等助成事業	簡易水道組合等が行う施設改良工事等に対し、助成を行う。	該当なし。	該当なし。	該当なし。
2 合併処理浄化槽設置整備補助事業	1. 対象 住宅及び集会施設で50人槽以下 2. 補助額 5 人槽 354,000円 6～7人槽 411,000円 8～10人槽 519,000円 11～20人槽 654,000円 21～30人槽 1,111,000円 31～50人槽 1,491,000円	1. 対象 住宅で10人槽以下 2. 補助額 5 人槽 354,000円 6～7人槽 411,000円 8～10人槽 519,000円	1. 対象 住宅で10人槽以下 2. 補助額 5 人槽 409,000円 6～7人槽 613,000円 8～10人槽 854,000円	1. 対象 住宅で10人槽以下 2. 補助額 5 人槽 354,000円 6～7人槽 411,000円 8～10人槽 519,000円
3 合併処理浄化槽設置整備補助事業(単独事業)	単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ設置替えを行なう者に、通常の補助額に20万円を加算する。	該当なし。	鹿児島市に同じ。	10万円。

(様式2) その2

(19) 上・下水道事業

環境専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
該当なし。	町営水道施設のない地域における飲料水供給施設事業に対して、補助金を交付する。	鹿児島市、郡山町のみ。 ・助成内容が異なる	合併時に鹿児島市の制度（助成内容）に統合する。
1. 対象 住宅で10人槽以下 2. 補助額 5 人槽 354,000円 6~7 人槽 411,000円 8~10人槽 519,000円	1. 対象 住宅で10人槽以下 2. 補助額 5 人槽 354,000円 6~7 人槽 411,000円 8~10人槽 519,000円	鹿児島市と他の5町とは補助対象が異なる。 鹿児島市、吉田町、喜入町、松元町及び郡山町と桜島町とは補助額が異なる。	合併時に鹿児島市の制度（補助額）に統合する。
該当なし。	該当なし。	鹿児島市、桜島町及び喜入町のみ。 鹿児島市及び桜島町と喜入町とは補助額が異なる。	合併時に鹿児島市の制度（補助額）に統合する。

行政制度等の調整方針(案)

(19) 上・下水道事業

環境専門部会

項 目	現 況																									
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町																						
4 吉田町地域下水処理事業	該当なし。	<p>吉田町地域下水処理事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・概要：吉田町における住宅用地等の居住者が排除する汚水を処理する。 ・処理区域：牟礼岡団地及び牧集落の一部 ・計画人口：4400人 ・施設概要：地域下水処理施設（大型合併処理浄化槽） ・供用開始：昭和53年5月、平成8年度から町が管理 ・会計：特別会計 ・地域下水処理事業財政調整基金 116,915千円（13年度末現在高） ・下水処理料金表 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <caption>下水処理料金（月額）</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">基本料金</th> <th colspan="2">従 量 料 金</th> </tr> <tr> <th>排 除 汚 水 量</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">800 円</td> <td>1～5 m³</td> <td>1m³につき 50 円</td> </tr> <tr> <td>6～10 m³</td> <td>1m³につき 60 円</td> </tr> <tr> <td>11～20 m³</td> <td>1m³につき 70 円</td> </tr> <tr> <td>21～30 m³</td> <td>1m³につき 80 円</td> </tr> <tr> <td>31～40 m³</td> <td>1m³につき 90 円</td> </tr> <tr> <td>41～50 m³</td> <td>1m³につき 100 円</td> </tr> <tr> <td>51～100 m³</td> <td>1m³につき 110 円</td> </tr> <tr> <td>101 m³以上</td> <td>1m³につき 120 円</td> </tr> </tbody> </table>	基本料金	従 量 料 金		排 除 汚 水 量	金額	800 円	1～5 m ³	1m ³ につき 50 円	6～10 m ³	1m ³ につき 60 円	11～20 m ³	1m ³ につき 70 円	21～30 m ³	1m ³ につき 80 円	31～40 m ³	1m ³ につき 90 円	41～50 m ³	1m ³ につき 100 円	51～100 m ³	1m ³ につき 110 円	101 m ³ 以上	1m ³ につき 120 円	該当なし。	該当なし。
基本料金	従 量 料 金																									
	排 除 汚 水 量	金額																								
800 円	1～5 m ³	1m ³ につき 50 円																								
	6～10 m ³	1m ³ につき 60 円																								
	11～20 m ³	1m ³ につき 70 円																								
	21～30 m ³	1m ³ につき 80 円																								
	31～40 m ³	1m ³ につき 90 円																								
	41～50 m ³	1m ³ につき 100 円																								
	51～100 m ³	1m ³ につき 110 円																								
	101 m ³ 以上	1m ³ につき 120 円																								

(様式2) その2

(19) 上・下水道事業

環境専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
該当なし。	該当なし。	吉田町のみ。	合併時に現行どおり鹿児島市に引き継ぐものとする。 (吉田町地域下水処理事業財政調整基金は、合併時に廃止し、合併後の市において新たに基金を設置したうえで、引き継ぐものとする。)

行政制度等の調整方針(案)

(19) 上・下水道事業

水道専門部会

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
5 水道事業(上水道事業)	(平成13年度末現在)	該当なし。	該当なし。	該当なし。
	事業名			
	上水道事業			
	箇所数			
	1			
	会計方式			
	企業会計			
	地公法適用の有無			
	全部適用			
	行政区域内人口 A			
	549,100 人			
	給水区域内人口 B			
	531,900 人			
	給水人口 C			
	510,600 人			
	普及率 C/A			
	92.99 %			
	C/B			
	96.00 %			
	給水件数			
	242,925 件			
	施設能力			
	246,000 m3			
	内訳 河川水3箇所			
	178,800 m3			
	地下水18箇所			
	40,900 m3			
	湧水19箇所			
	26,300 m3			
	年間給水量			
	65,461,681 m3			
	一日最大給水量			
	206,614 m3			
	一日平均給水量			
	179,347 m3			
	年間総有収水量			
	59,619,292 m3			
	原単位			
	20.41 m3			
	有収率			
	91.08 %			
	供給単価			
	180.16 円			
	給水原価			
	182.18 円			
	水道関係職員数			
	261 人			

(様式2) その2

(19) 上・下水道事業

水道専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
該当なし。	該当なし。	鹿児島市のみ。	現行どおりとする。

行政制度等の調整方針(案)

(19) 上・下水道事業

水道専門部会

項 目	現 況				
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町	
6 水道事業(簡易水道事業)	該当なし。	(平成13年度末現在)		(平成13年度末現在)	
		事業名 簡易水道事業	事業名 箇所数	事業名 箇所数	事業名 箇所数
		箇所数 6	簡易水道事業 3	飲料水供給施設 1	簡易水道事業 9
		会計方式 特別会計	飲料水供給施設 1	企業会計	飲料水供給施設 1
		地公法適用の有無 非適用	会計方式 特別会計	地公法適用の有無 一部適用(財務)	特別会計
		行政区域内人口 A 11,889 人	地公法適用の有無 非適用	行政区域内人口 A 4,817 人	地公法適用の有無 非適用
		給水区域内人口 B 11,744 人	行政区域内人口 A 11,889 人	行政区域内人口 B 4,817 人	行政区域内人口 A 13,180 人
		給水人口 C 11,420 人	給水区域内人口 B 11,744 人	給水区域内人口 C 4,795 人	給水区域内人口 B 13,180 人
		普及率 C/A 96.06 %	給水人口 C 11,420 人	普及率 C/A 99.54 %	給水人口 C 13,134 人
		C/B 97.24 %	普及率 C/A 96.06 %	C/B 99.54 %	普及率 C/A 99.65 %
		給水件数 4,280 件	C/B 97.24 %	給水件数 2,046 件	C/B 99.65 %
		施設能力 6,953 m3	給水件数 4,280 件	施設能力 6,717 m3	給水件数 6,027 件
		内訳 河川水1箇所 300 m3	施設能力 6,953 m3	内訳 地下水のみ 6,717 m3	施設能力 7,046 m3
		地下水11箇所 5,447 m3	内訳 河川水1箇所 300 m3		内訳 表流水4箇所 128 m3
		湧水5箇所 1,206 m3	地下水11箇所 5,447 m3		地下水9箇所 5,491 m3
		年間給水量 1,368,751 m3	湧水5箇所 1,206 m3		湧水5箇所 1,427 m3
		一日最大給水量 4,688 m3	年間給水量 1,368,751 m3	年間給水量 708,406 m3	年間給水量 1,700,081 m3
		一日平均給水量 3,750 m3	一日最大給水量 4,688 m3	一日最大給水量 2,805 m3	一日最大給水量 5,840 m3
		年間総有収水量 1,290,155 m3	一日平均給水量 3,750 m3	年間総有収水量 639,265 m3	一日平均給水量 4,657 m3
		原単位 26.61 m3	年間総有収水量 1,290,155 m3	原単位 29.00 m3	年間総有収水量 1,533,473 m3
有収率 94.26 %	原単位 26.61 m3	有収率 90.24 m3	原単位 23.50 m3		
供給単価 132.45 円	有収率 94.26 %	供給単価 117.74 円	有収率 90.20 %		
給水原価 116.34 円	供給単価 132.45 円	給水原価 129.91 円	供給単価 97.22 円		
水道関係職員数 5(内兼務1)人	給水原価 116.34 円	水道関係職員数 3(内兼務2)人	給水原価 101.11 円		
基金及び保有額 あり	水道関係職員数 5(内兼務1)人	基金及び保有額 なし	水道関係職員数 5人		
162,936,000 円	基金及び保有額 あり		基金及び保有額 あり		
	162,936,000 円		109,672,000 円		

・給水区域内人口、給水人口については、指宿市瀬崎集落分230人を除く

(様式2) その2

(19) 上・下水道事業

水道専門部会

現		況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町		郡 山 町			
	(平成13年度末現在)		(平成13年度末現在)	簡易水道事業の取扱い。 吉田町、喜入町、松元町のみ基金あり。	合併する年度の翌年度に鹿児島市の上水道事業に統合する。 合併する年度は現行どおりとする。 (吉田町、喜入町及び松元町の基金条例は合併までに廃止し、合併時に鹿児島市に設置される簡易水道事業特別会計の歳入に繰入れる。)
事業名	簡易水道事業	事業名	簡易水道事業		
箇所数	6	箇所数	4		
会計方式	特別会計	会計方式	特別会計		
地公法適用の有無	非適用	地公法適用の有無	非適用		
行政区域内人口A	12,452 人	行政区域内人口A	8,201 人		
給水区域内人口B	12,314 人	給水区域内人口B	7,875 人		
給水人口C	12,292 人	給水人口C	6,698 人		
普及率 C/A	98.72 %	普及率 C/A	81.67 %		
C/B	99.82 %	C/B	85.05 %		
給水件数	4,359 件	給水件数	2,735 件		
施設能力	4,174 m3	施設能力	3,630 m3		
内訳 深井戸19箇所	4,174 m3	内訳 地下水7箇所	1,210 m3		
		湧水6箇所	2,420 m3		
年間給水量	1,508,488 m3	年間給水量	782,723 m3		
一日最大給水量	4,473 m3	一日最大給水量	2,252 m3		
一日平均給水量	4,133 m3	一日平均給水量	1,728 m3		
年間総有収水量	1,206,790 m3	年間総有収水量	664,899 m3		
原単位	28.84 m3	原単位	20.26 m3		
有収率	80.00 %	有収率	84.95 %		
供給単価	142.27 円	供給単価	147.49 円		
給水原価	134.90 円	給水原価	217.03 円		
水道関係職員数	3 人	水道関係職員数	2 人		
基金及び保有額	あり	基金及び保有額	なし		
	167,481,000 円				

行政制度等の調整方針(案)

(19) 上・下水道事業

水道専門部会

項 目	現 況																																	
	鹿児島市		吉 田 町		桜 島 町		喜 入 町																											
7 水道事業(料金)	(1か月、税抜き)				(1か月、税抜き)				(1か月、税抜き)																									
	用途	口径等 (mm)	基本料金 (円)	従量料金(円) 使用水量等 1m3について	種別	基本料金 口径別 料金	水量料金 水量 単価 (1m3あたり)	月額(税込み) 口径別 基本 料金	従量料金 水量 単価 (1m3につき)	給水種別	基本料金	従量料金 (1m3につき)																						
	一	13	700	10m3を超え 20m3まで 45	一般用	13mm	400円 1m3 ~ 5m3 70円	13mm	336円 1m3 ~ 10m3 91円	一般用	250円	75円																						
		20	1,220	20m3を超え 30m3まで 210		20mm	700円 6m3 ~ 10m3 90円	13mm	11m3 ~ 50m3 99円	営業用	320円	105円																						
				30m3を超える分 275		25mm	1,100円 11m3 ~ 20m3 100円		51m3 以上 106円	船舶用	---	140円																						
		25	1,680	50m3まで 220		30mm	1,600円 21m3 ~ 30m3 110円	20mm	1m3 ~ 50m3 112円	臨時用	1,100円	105円																						
	般	30	2,500	50m3を超え 100m3まで 245		40mm	2,700円 31m3 ~ 40m3 120円		51m3 以上 120円	計量器使用料 <table border="1"> <thead> <tr> <th>口径 (mm)</th> <th>使用料金 (1個 1か月につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13</td><td>100円</td></tr> <tr><td>20</td><td>200円</td></tr> <tr><td>25</td><td>250円</td></tr> <tr><td>30</td><td>300円</td></tr> <tr><td>40</td><td>400円</td></tr> <tr><td>50</td><td>1,500円</td></tr> <tr><td>75</td><td>2,000円</td></tr> <tr><td>100</td><td>2,500円</td></tr> <tr><td>150</td><td>4,000円</td></tr> <tr><td>150を超え るもの</td><td>随時町長が 定める。</td></tr> </tbody> </table>			口径 (mm)	使用料金 (1個 1か月につき)	13	100円	20	200円	25	250円	30	300円	40	400円	50	1,500円	75	2,000円	100	2,500円	150	4,000円	150を超え るもの	随時町長が 定める。
	口径 (mm)	使用料金 (1個 1か月につき)																																
	13	100円																																
	20	200円																																
25	250円																																	
30	300円																																	
40	400円																																	
50	1,500円																																	
75	2,000円																																	
100	2,500円																																	
150	4,000円																																	
150を超え るもの	随時町長が 定める。																																	
	40	4,460	100m3を超える分 300	50mm	4,200円 41m3 ~ 50m3 130円	25mm	1,223円 1m3 ~ 50m3 120円																											
	50	8,790		75mm	9,300円 51m3 ~ 100m3 150円		51m3 以上 128円																											
用	75	20,460	1m3について 300	100mm	16,500円 101m3以上 170円	30mm	1,550円 1m3 ~ 100m3 128円																											
	100	38,970		125mm	23,500円	以上	101m3 以上 140円																											
	150以上	102,370		特別用	一般用と同じ 1m3あたり 220円	その他の料金 に該当しないものの料金は1m3当たり 360円 料金の確定金額は10円未満の端数金額は切り捨てる。																												
公衆浴場用	一般用に 同じ	一般用に 同じ	1m3について 70	備考	一般用とは一般家庭、学校、官公署、その他特別用以外で使用するもの。 特別用とは仮事務所又は工事用水等臨時的に使用するもの。 口径別とはメーター器の口径をいう																													
共用	1世帯に ついて	700	10m3を超え 20m3まで 120 20m3を超え 30m3まで 210 30m3を超える分 275																															
私設消火栓	1個に ついて	1,500	使用時間5分までごとに 2,200																															
	(基本料金 + 従量料金) × 1.05 = 水道料金 1円未満切り捨て			(基本料金 + 水量料金) × 1.05 = 水道料金 10円未満切り捨て			(基本料金 + 従量料金) = 水道料金 10円未満切り捨て			(基本料金 + 従量料金 + 計量器使用料) × 1.05 = 水道料金 10円未満四捨五入																								
8 水道事業(料金無料対象)	該当なし。			公園 公民館 墓地			該当なし。			集落公民館 墓地																								

(様式2) その2

(19) 上・下水道事業

水道専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)																																											
松 元 町	郡 山 町																																													
<table border="1"> <tr> <td colspan="4">(1か月、税抜き)</td> </tr> <tr> <td>基本</td> <td colspan="3">超過料金</td> </tr> <tr> <td>5m3まで</td> <td>6~10m3まで</td> <td>11~30m3まで</td> <td>31m3以上</td> </tr> <tr> <td>700円</td> <td>1m3につき 110円</td> <td>1m3につき 130円</td> <td>1m3につき 200円</td> </tr> </table> <p>(基本料金 + 超過料金) × 1.05 = 水道料金 10円未満切り捨て</p>	(1か月、税抜き)				基本	超過料金			5m3まで	6~10m3まで	11~30m3まで	31m3以上	700円	1m3につき 110円	1m3につき 130円	1m3につき 200円	<table border="1"> <tr> <td colspan="3">(1か月、税抜き)</td> </tr> <tr> <td>基本料金</td> <td>使用水量</td> <td>1m3当たり 金額</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5m3まで</td> <td>60円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5m3を超え 10m3まで</td> <td>90円</td> </tr> <tr> <td>1戸当たり</td> <td>10m3を超え 20m3まで</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>月額700円</td> <td>20m3を超え 30m3まで</td> <td>110円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>30m3を超え 40m3まで</td> <td>120円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>40m3を超え 50m3まで</td> <td>130円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50m3を超える分</td> <td>160円</td> </tr> </table> <p>(基本料金 + 水量料金) × 1.05 = 水道料金 10円未満切り捨て</p>	(1か月、税抜き)			基本料金	使用水量	1m3当たり 金額		5m3まで	60円		5m3を超え 10m3まで	90円	1戸当たり	10m3を超え 20m3まで	100円	月額700円	20m3を超え 30m3まで	110円		30m3を超え 40m3まで	120円		40m3を超え 50m3まで	130円		50m3を超える分	160円	<p>基本料金、従量料金ともに異なる。 喜入町のみ計量器使用料がある。</p>	<p>合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合する。ただし、制度の統合により負担が増加する使用者に対し、合併する年度の翌年度及びこれに続く2か年度に限り段階的調整を行う。 合併する年度については現行どおりとする。</p> <p>(調整内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 合併する年度の翌年度は、合併前の鹿児島市と合併前の5町との料金格差の3/4を減額した金額とする。 合併する年度の翌々年度は、合併前の鹿児島市と合併前の5町との料金格差の2/4を減額した金額とする。 合併する年度から起算して3年度を経過した年度は、合併前の鹿児島市と合併前の5町との料金格差の1/4を減額した金額とする。
(1か月、税抜き)																																														
基本	超過料金																																													
5m3まで	6~10m3まで	11~30m3まで	31m3以上																																											
700円	1m3につき 110円	1m3につき 130円	1m3につき 200円																																											
(1か月、税抜き)																																														
基本料金	使用水量	1m3当たり 金額																																												
	5m3まで	60円																																												
	5m3を超え 10m3まで	90円																																												
1戸当たり	10m3を超え 20m3まで	100円																																												
月額700円	20m3を超え 30m3まで	110円																																												
	30m3を超え 40m3まで	120円																																												
	40m3を超え 50m3まで	130円																																												
	50m3を超える分	160円																																												
<p>公園 墓地 (公民館については、基本料金のみ 12ヶ月分徴収)</p>	<p>該当なし。</p>	<p>無料の対象が異なる。</p>	<p>合併する年度の翌年度に廃止する。 合併する年度は現行どおりとする。</p>																																											

行政制度等の調整方針(案)

(19) 上・下水道事業

水道専門部会

項 目	現 況																																																																											
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町																																																																								
9 水道事業 (負担金・加入金)	<table border="1"> <tr><th colspan="2">直結式 (税抜き)</th></tr> <tr><th>口径</th><th>金額</th></tr> <tr><td>(mm)</td><td></td></tr> <tr><td>13</td><td>70,000円</td></tr> <tr><td>20</td><td>160,000円</td></tr> <tr><td>25</td><td>250,000円</td></tr> <tr><td>30</td><td>390,000円</td></tr> <tr><td>40</td><td>760,000円</td></tr> <tr><td>50</td><td>1,400,000円</td></tr> <tr><td>75</td><td>3,600,000円</td></tr> <tr><td>100</td><td>7,100,000円</td></tr> <tr><td>150</td><td>19,300,000円</td></tr> <tr><td>200</td><td>39,800,000円</td></tr> </table> <table border="1"> <tr><th colspan="2">受水槽式 (税抜き)</th></tr> <tr><th>口径</th><th>金額</th></tr> <tr><td>(mm)</td><td></td></tr> <tr><td>13</td><td>105,000円</td></tr> <tr><td>20</td><td>240,000円</td></tr> <tr><td>25</td><td>375,000円</td></tr> <tr><td>30</td><td>585,000円</td></tr> <tr><td>40</td><td>1,140,000円</td></tr> <tr><td>50</td><td>2,100,000円</td></tr> <tr><td>75</td><td>5,400,000円</td></tr> <tr><td>100</td><td>10,650,000円</td></tr> <tr><td>150</td><td>28,950,000円</td></tr> <tr><td>200</td><td>59,700,000円</td></tr> </table>	直結式 (税抜き)		口径	金額	(mm)		13	70,000円	20	160,000円	25	250,000円	30	390,000円	40	760,000円	50	1,400,000円	75	3,600,000円	100	7,100,000円	150	19,300,000円	200	39,800,000円	受水槽式 (税抜き)		口径	金額	(mm)		13	105,000円	20	240,000円	25	375,000円	30	585,000円	40	1,140,000円	50	2,100,000円	75	5,400,000円	100	10,650,000円	150	28,950,000円	200	59,700,000円	<table border="1"> <tr><th colspan="2">直結式 (税抜き相当)</th></tr> <tr><th>口径</th><th>金額</th></tr> <tr><td>(mm)</td><td></td></tr> <tr><td>13</td><td>50,000円</td></tr> <tr><td>20</td><td>105,000円</td></tr> <tr><td>25</td><td>160,000円</td></tr> <tr><td>30</td><td>230,000円</td></tr> <tr><td>40</td><td>400,000円</td></tr> <tr><td>50</td><td>620,000円</td></tr> <tr><td>75以上</td><td>1,400,000円</td></tr> </table>	直結式 (税抜き相当)		口径	金額	(mm)		13	50,000円	20	105,000円	25	160,000円	30	230,000円	40	400,000円	50	620,000円	75以上	1,400,000円	該当なし。	口径に関係なく25,000円 (税抜き相当)
直結式 (税抜き)																																																																												
口径	金額																																																																											
(mm)																																																																												
13	70,000円																																																																											
20	160,000円																																																																											
25	250,000円																																																																											
30	390,000円																																																																											
40	760,000円																																																																											
50	1,400,000円																																																																											
75	3,600,000円																																																																											
100	7,100,000円																																																																											
150	19,300,000円																																																																											
200	39,800,000円																																																																											
受水槽式 (税抜き)																																																																												
口径	金額																																																																											
(mm)																																																																												
13	105,000円																																																																											
20	240,000円																																																																											
25	375,000円																																																																											
30	585,000円																																																																											
40	1,140,000円																																																																											
50	2,100,000円																																																																											
75	5,400,000円																																																																											
100	10,650,000円																																																																											
150	28,950,000円																																																																											
200	59,700,000円																																																																											
直結式 (税抜き相当)																																																																												
口径	金額																																																																											
(mm)																																																																												
13	50,000円																																																																											
20	105,000円																																																																											
25	160,000円																																																																											
30	230,000円																																																																											
40	400,000円																																																																											
50	620,000円																																																																											
75以上	1,400,000円																																																																											
10 水道事業(手数料)	<table border="1"> <tr><th>区分</th><th>金額</th></tr> <tr><td>指定給水装置工事事業者指定申請</td><td>13,000円</td></tr> <tr><td>設計審査 (新設 改造)</td><td>20[㊦]以下 3,300円 25~40[㊦] 4,100円 50[㊦]以上 4,900円</td></tr> <tr><td>設計審査(修繕 撤去)</td><td>800円</td></tr> <tr><td>工事検査 (新設 改造)</td><td>20[㊦]以下 4,900円 25~40[㊦] 5,800円 50[㊦]以上 6,600円</td></tr> <tr><td>工事検査(修繕 撤去)</td><td>800円</td></tr> <tr><td>各種証明手数料</td><td>200円</td></tr> </table>	区分	金額	指定給水装置工事事業者指定申請	13,000円	設計審査 (新設 改造)	20 [㊦] 以下 3,300円 25~40 [㊦] 4,100円 50 [㊦] 以上 4,900円	設計審査(修繕 撤去)	800円	工事検査 (新設 改造)	20 [㊦] 以下 4,900円 25~40 [㊦] 5,800円 50 [㊦] 以上 6,600円	工事検査(修繕 撤去)	800円	各種証明手数料	200円	<table border="1"> <tr><th>区分</th><th>金額</th></tr> <tr><td>給水装置工事の設計</td><td>工事設計額の5%</td></tr> <tr><td>指定給水装置工事事業者指定申請</td><td>1件につき 10,000円</td></tr> <tr><td>設計審査(材料検査含む)</td><td>1件につき 4,000円</td></tr> <tr><td>工事検査</td><td>1件につき 4,000円</td></tr> <tr><td>給水装置工事道路占用書類作成</td><td>1件につき 3,000円</td></tr> <tr><td>各種証明手数料</td><td>1件につき 200円</td></tr> <tr><td>その他特別の検査</td><td>実費</td></tr> </table>	区分	金額	給水装置工事の設計	工事設計額の5%	指定給水装置工事事業者指定申請	1件につき 10,000円	設計審査(材料検査含む)	1件につき 4,000円	工事検査	1件につき 4,000円	給水装置工事道路占用書類作成	1件につき 3,000円	各種証明手数料	1件につき 200円	その他特別の検査	実費	<table border="1"> <tr><th>区分</th><th>金額</th></tr> <tr><td>給水装置工事の設計</td><td>工事設計額の3%</td></tr> <tr><td>指定給水装置工事事業者指定申請</td><td>1件につき 6,000円</td></tr> <tr><td>工事申請</td><td>口径13mm 36,750円 口径20mm 52,500円 口径25mm 73,500円 口径30mm 105,000円 口径40mm 210,000円 口径50mm 315,000円 口径75mm 840,000円 口径100mm 1,365,000円</td></tr> <tr><td>工事検査</td><td>工事設計額の3%</td></tr> </table>	区分	金額	給水装置工事の設計	工事設計額の3%	指定給水装置工事事業者指定申請	1件につき 6,000円	工事申請	口径13mm 36,750円 口径20mm 52,500円 口径25mm 73,500円 口径30mm 105,000円 口径40mm 210,000円 口径50mm 315,000円 口径75mm 840,000円 口径100mm 1,365,000円	工事検査	工事設計額の3%	<table border="1"> <tr><th>区分</th><th>金額</th></tr> <tr><td>指定給水装置工事事業者指定申請</td><td>1件につき 10,000円</td></tr> <tr><td>材料検査</td><td>1件につき 500円</td></tr> <tr><td>新設検査</td><td>1件につき 1,500円</td></tr> <tr><td>移設又は増設の検査</td><td>1件につき 1,000円</td></tr> <tr><td>給水開始及び停止</td><td>1件につき 500円</td></tr> <tr><td>水栓類又は付属品の取付</td><td>1件につき 400円</td></tr> </table>	区分	金額	指定給水装置工事事業者指定申請	1件につき 10,000円	材料検査	1件につき 500円	新設検査	1件につき 1,500円	移設又は増設の検査	1件につき 1,000円	給水開始及び停止	1件につき 500円	水栓類又は付属品の取付	1件につき 400円																		
区分	金額																																																																											
指定給水装置工事事業者指定申請	13,000円																																																																											
設計審査 (新設 改造)	20 [㊦] 以下 3,300円 25~40 [㊦] 4,100円 50 [㊦] 以上 4,900円																																																																											
設計審査(修繕 撤去)	800円																																																																											
工事検査 (新設 改造)	20 [㊦] 以下 4,900円 25~40 [㊦] 5,800円 50 [㊦] 以上 6,600円																																																																											
工事検査(修繕 撤去)	800円																																																																											
各種証明手数料	200円																																																																											
区分	金額																																																																											
給水装置工事の設計	工事設計額の5%																																																																											
指定給水装置工事事業者指定申請	1件につき 10,000円																																																																											
設計審査(材料検査含む)	1件につき 4,000円																																																																											
工事検査	1件につき 4,000円																																																																											
給水装置工事道路占用書類作成	1件につき 3,000円																																																																											
各種証明手数料	1件につき 200円																																																																											
その他特別の検査	実費																																																																											
区分	金額																																																																											
給水装置工事の設計	工事設計額の3%																																																																											
指定給水装置工事事業者指定申請	1件につき 6,000円																																																																											
工事申請	口径13mm 36,750円 口径20mm 52,500円 口径25mm 73,500円 口径30mm 105,000円 口径40mm 210,000円 口径50mm 315,000円 口径75mm 840,000円 口径100mm 1,365,000円																																																																											
工事検査	工事設計額の3%																																																																											
区分	金額																																																																											
指定給水装置工事事業者指定申請	1件につき 10,000円																																																																											
材料検査	1件につき 500円																																																																											
新設検査	1件につき 1,500円																																																																											
移設又は増設の検査	1件につき 1,000円																																																																											
給水開始及び停止	1件につき 500円																																																																											
水栓類又は付属品の取付	1件につき 400円																																																																											
11 水道事業 (督促手数料・延滞金)	督促料：徴収していない。 延滞金：徴収していない。	督促料：1通につき100円。 延滞金：徴収していない。	督促料：1通につき100円。 延滞金：納期限後、1月を経過した日の翌月から納付額の5/100に納入した月までに係わる月数(1月未満の端数は1月とする。)を乗じて得た額。	督促料：1通につき100円。 延滞金：徴収していない。																																																																								

(様式2) その2

(19) 上・下水道事業

水道専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)																																
松 元 町	郡 山 町																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">(税抜き相当)</th> </tr> <tr> <th>口径 (mm)</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13</td> <td>76,191円</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>104,762円</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>161,905円</td> </tr> <tr> <td>30</td> <td>247,620円</td> </tr> <tr> <td>40</td> <td>504,762円</td> </tr> <tr> <td>50</td> <td>885,715円</td> </tr> </tbody> </table>	(税抜き相当)		口径 (mm)	金額	13	76,191円	20	104,762円	25	161,905円	30	247,620円	40	504,762円	50	885,715円	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">(税抜き)</th> </tr> <tr> <th>口径 (mm)</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>80,000円</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td>40</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td>50</td> <td>700,000円</td> </tr> <tr> <td>75</td> <td>1,500,000円</td> </tr> </tbody> </table>	(税抜き)		口径 (mm)	金額	13	50,000円	20	80,000円	25	160,000円	40	400,000円	50	700,000円	75	1,500,000円	負担金・加入金が異なる。	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合する。 合併する年度は現行どおりとする。
(税抜き相当)																																			
口径 (mm)	金額																																		
13	76,191円																																		
20	104,762円																																		
25	161,905円																																		
30	247,620円																																		
40	504,762円																																		
50	885,715円																																		
(税抜き)																																			
口径 (mm)	金額																																		
13	50,000円																																		
20	80,000円																																		
25	160,000円																																		
40	400,000円																																		
50	700,000円																																		
75	1,500,000円																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> <th>実費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事の設計</td> <td>1件につき</td> <td></td> </tr> <tr> <td>指定給水装置工事事業者指定申請</td> <td>1件につき</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>材料検査</td> <td>1件につき</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>工事検査</td> <td>1件につき</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	実費	工事の設計	1件につき		指定給水装置工事事業者指定申請	1件につき	10,000円	材料検査	1件につき	3,000円	工事検査	1件につき	3,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新設工事検査</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>改善及び修繕工事等の検査</td> <td>500円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	新設工事検査	1,000円	改善及び修繕工事等の検査	500円	手数料が異なる。	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合する。 合併する年度は現行どおりとする。											
区分	金額	実費																																	
工事の設計	1件につき																																		
指定給水装置工事事業者指定申請	1件につき	10,000円																																	
材料検査	1件につき	3,000円																																	
工事検査	1件につき	3,000円																																	
区分	金額																																		
新設工事検査	1,000円																																		
改善及び修繕工事等の検査	500円																																		
督促料：徴収していない。 延滞金：徴収していない。	督促料：徴収していない。 延滞金：徴収していない。	督促料、延滞金が異なる。	合併する年度の翌年度に廃止する。 合併する年度は現行どおりとする。																																

行政制度等の調整方針(案)

(19) 上・下水道事業

水道専門部会

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
12 水道事業(工事負担金)	住宅団地の開発等に伴い、配水管等の増強費として徴収する。 (内容) 施設増強費 1戸156,900円 設計審査・工事完成検査費 工事金額×率 負担金額 = (+) × 消費税率	住宅団地の造成等に伴い、新たに水道施設を設置する場合に徴収する。 (内容) 工事に要する費用+その他の費用 口径別負担額(税抜き) 13・20 ^{mm} 200,000円 25・30 ^{mm} 300,000円 40 ^{mm} 400,000円 50 ^{mm} 500,000円 75 ^{mm} 町長が定める額 負担金額 = (+) × 消費税率 ただし、 ^{〇〇} に関する工事は直接申込者(指定業者)が行っているため徴収していない。	該当なし。	該当なし。
13 水道事業 (工事関係分担金)	該当なし。	該当なし。	該当なし。	該当なし。

(様式2) その2

(19) 上・下水道事業

水道専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
該当なし。	該当なし。	工事負担金が異なる。	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合する。 合併する年度は現行どおりとする。
簡易水道建設事業費分担金 未普及地域に簡易水道を 新設する場合に徴収する。	給水装置工事分担金(税抜き) 計画給水区域を拡張する ときに徴収する。 13 [㎡] 45,000円 20 [㎡] 80,000円 25 [㎡] 100,000円 40 [㎡] 120,000円 50 [㎡] 160,000円 75 [㎡] 320,000円	分担金が異なる。	合併する年度の翌年度に廃止する。 合併する年度は現行どおりとする。

行政制度等の調整方針(案)

(19) 上・下水道事業

水道専門部会

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
14 水道事業 (検針・料金徴収)	隔月検針 隔月徴収 検針業務は私人に委託 検針委託料 1件につき 67円～102円 基本額 6,000円～9,000円 報奨金なし ----- 徴収方法 口座振替 84.85% 納付書払 15.15% 集金 なし	毎月検針 毎月徴収 検針業務は、会社、私人、シルバーに委託 検針委託料 1件につき 90円 基本額なし 慰労金・表彰あり ----- 徴収方法 口座振替 80.79% 納付書払 15.33% 集金 3.88%	毎月検針 毎月徴収 各地域ごとに、私人に委託 検針委託料 1件につき 67円 基本額なし 報奨金なし ----- 徴収方法 口座振替 90.95% 納付書払 9.05%	隔月検針 隔月徴収 検針業務は私人に委託 検針委託料 1件につき 65円 基本額なし 報奨金なし ----- 徴収方法 口座振替 68.5% 集落徴収 26.1% その他 5.4%
15 水道事業 (水道計画)	第10回水道拡張事業 (変更計画) ・給水区域 鹿児島市の区域 ・給水人口 553,000人 ・1日最大給水量 238,000m ³ ・1人1日最大給水量 430L ・目標年次 平成23年度 ・工事期間 平成14年度～平成23年度	吉水地区簡易水道生活基盤 近代化事業 ・給水区域 本名地区の一部 宮之浦地区の一部 ・給水人口 3,427人 ・1日最大給水量 2,198m ³ ・1人1日最大給水量 641L ・目標年次 平成15年度 ・工事期間 平成14年度～平成15年度 北部・中央地区簡易水道 (仮称)統合整備事業 ・給水区域 本名地区の一部 ・給水人口 3,655人 ・1日最大給水量 1,383m ³ ・1人1日最大給水量 416L ・目標年次 平成18年度 ・工事期間 平成17年度～平成18年度	維持、補修のみの計画 ・給水区域 桜島町内の区域 ・給水人口 4,815人 ・1日最大給水量 2,816m ³ ・1人1日最大給水量 581L ・目標年次 平成17年度 ・工事期間 ～平成17年度	・淵田地区 水量拡張及び配水池等の増設 平成16年度～平成18年度 ・小田代地区 送水管布設及び配水池等の増設 平成18年度～平成19年度 ・各施設の整備 送水及び取水ポンプの更新・緩速ろ過池の改修 平成15年度～平成22年度

(様式2) その2

(19) 上・下水道事業

水道専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
毎月検針 毎月徴収 検針業務は私人に委託 検針委託料 1件につき 110円 基本額なし 報奨金なし	毎月検針 毎月徴収 検針業務は私人に委託 検針委託料 1日につき 5,800円	委託料が異なる。	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合する。 合併する年度は現行どおりとする。
徴収方法 口座振替 81.6% 納付書払 13.8% 集金 4.6%	徴収方法 口座振替 90.9% 納付書払 9.1% 集金 なし	集金の取扱いが異なる。	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合する。 合併する年度は現行どおりとする。
折尾地区の変更計画(拡張) ・給水区域 松元町折尾区域 ・給水人口 4,050人(うち拡張分2,450人) ・1日最大給水量 1,245m ³ ・1人1日最大給水量 398L ・給水開始予定年月日 平成16年4月1日 平成15年度 石谷地区生活基盤近代 化事業(増補改良) ・給水区域 松元町石谷区域 ・給水人口 1,000人 ・1人1日最大給水量 370L	下記の年度に実施予定で建設計画策定 中 東部地区 平成18~23年度 中央地区 平成15~21年度 常磐地区 平成22~24年度 西有里地区 平成25年度	合併後の計画の取扱い。	合併後に新たな計画を策定する。

行政制度等の調整方針(案)

(19) 上・下水道事業

水道専門部会

項 目	現 況																																							
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町																																				
16 工業用水道事業	該当なし。	該当なし。	該当なし。	<table border="1"> <tr><td colspan="2">(平成13年度末現在)</td></tr> <tr><td>事業名</td><td>工業用水道事業</td></tr> <tr><td>会計方式</td><td>特別会計</td></tr> <tr><td>地公法適用の有無</td><td>全部適用</td></tr> <tr><td>給水事業所数</td><td>4社</td></tr> <tr><td>契約給水量</td><td>880 m3/日</td></tr> <tr><td>施設能力</td><td>1,680 m3</td></tr> <tr><td>内訳 地下水1箇所</td><td>1,680 m3</td></tr> <tr><td>年間給水量</td><td>263,426 m3</td></tr> <tr><td>一日最大給水量</td><td>1,059 m3</td></tr> <tr><td>一日平均給水量</td><td>722 m3</td></tr> <tr><td>原単位</td><td>5,488 m3</td></tr> <tr><td>関係職員数</td><td>5人(簡易水道兼務)</td></tr> </table> <table border="1"> <tr><td>主要施設</td><td>発電機室</td></tr> <tr><td></td><td>取水施設(ポンプ 100)</td></tr> <tr><td></td><td>配水池(RC造,300t)</td></tr> <tr><td></td><td>導水管 643m</td></tr> <tr><td></td><td>配水管 1,347m</td></tr> </table>	(平成13年度末現在)		事業名	工業用水道事業	会計方式	特別会計	地公法適用の有無	全部適用	給水事業所数	4社	契約給水量	880 m3/日	施設能力	1,680 m3	内訳 地下水1箇所	1,680 m3	年間給水量	263,426 m3	一日最大給水量	1,059 m3	一日平均給水量	722 m3	原単位	5,488 m3	関係職員数	5人(簡易水道兼務)	主要施設	発電機室		取水施設(ポンプ 100)		配水池(RC造,300t)		導水管 643m		配水管 1,347m
(平成13年度末現在)																																								
事業名	工業用水道事業																																							
会計方式	特別会計																																							
地公法適用の有無	全部適用																																							
給水事業所数	4社																																							
契約給水量	880 m3/日																																							
施設能力	1,680 m3																																							
内訳 地下水1箇所	1,680 m3																																							
年間給水量	263,426 m3																																							
一日最大給水量	1,059 m3																																							
一日平均給水量	722 m3																																							
原単位	5,488 m3																																							
関係職員数	5人(簡易水道兼務)																																							
主要施設	発電機室																																							
	取水施設(ポンプ 100)																																							
	配水池(RC造,300t)																																							
	導水管 643m																																							
	配水管 1,347m																																							
17 工業用水道事業(料金)	該当なし。	該当なし。	該当なし。	<table border="1"> <tr><td colspan="2">(1か月、税込み)</td></tr> <tr><td>種類</td><td>金額</td></tr> <tr><td>基本料金</td><td>37円/m3</td></tr> <tr><td>超過料金</td><td>70円/m3</td></tr> </table>	(1か月、税込み)		種類	金額	基本料金	37円/m3	超過料金	70円/m3																												
(1か月、税込み)																																								
種類	金額																																							
基本料金	37円/m3																																							
超過料金	70円/m3																																							
18 工業用水道事業 (検針・料金徴収)	該当なし。	該当なし。	該当なし。	毎月検針、毎月徴収																																				
19 工業用水道事業 (工業用水道計画)	該当なし。	該当なし。	該当なし。	・水源確保及び配水池等の増設 平成15年度～平成17年度																																				

(様式2) その2

(19) 上・下水道事業

水道専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
該当なし。	該当なし。	喜入町のみ。	合併時に現行どおり鹿児島市に引き継ぐものとする。
該当なし。	該当なし。	喜入町のみ。	現行どおりとする。
該当なし。	該当なし。	喜入町のみ。	現行どおりとする。
該当なし。	該当なし。	喜入町のみ。	現行どおりとする。

行政制度等の調整方針(案)

(19) 上・下水道事業

水道専門部会

項 目	現 況				
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町	
20 公共下水道事業	(平成13年度末現在)	該当なし。	該当なし。	該当なし。	
	事業名				公共下水道事業
	箇所数				1
	会計方式				企業会計
	地公法適用の有無				全部適用
	行政区域内人口 A				549,100 人
	処理区域内人口 B				454,300 人
	処理人口 C				436,400 人
	整備率 B/A				82.74 %
	水洗化率 C/A				79.48 %
	水洗化率 C/B				96.06 %
	処理件数				208,854 件
	処理能力				238,800 m ³
	年間総処理水量				61,380,821 m ³
	一日最大処理水量				208,935 m ³
	一日平均処理水量				168,167 m ³
	年間総有収水量				58,199,501 m ³
	原 単 位				23.24 m ³
有 収 率	94.82 %				
使用量単価	109.47 円				
処理原価	142.11 円				
下水道関係職員数	176 人				
21 公共下水道事業 (受益者負担金)	受益者が所有し、または地上権等を有する土地で公告された区域内のものの面積に1平方メートル当たり131円を乗じて得た額	該当なし。	該当なし。	該当なし。	

(様式2) その2

(19) 上・下水道事業

水道専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
該当なし。	該当なし。	鹿児島市のみ。	現行どおりとする。
該当なし。	該当なし。	鹿児島市のみ。	現行どおりとする。

行政制度等の調整方針(案)

(19) 上・下水道事業

水道専門部会

項 目	現 況						
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町			
22 公共下水道事業 (下水道使用料)	(1か月、税抜き)	該当なし。	該当なし。	該当なし。			
	用 汚水種別 基本料金				従量料金(円)		
	途 (円)				排除汚水量	1m3について	
					10m3まで	41	
	一 第1種				390	10m3を超え 30m3まで	87
						30m3を超え 50m3まで	128
						50m3を超え 100m3まで	134
	用 第2種				490	100m3を超え 200m3まで	175
						200m3を超え 500m3まで	192
						500m3を超え 1,000m3まで	204
	1,000m3を超える分	215					
公衆浴場用 第1種	390						
		1m3について	8				
	第2種	490					
(基本料金+従量料金) × 1.05 =下水道使用料 1円未満切り捨て							
23 公共下水道事業 (手数料)	種別	排水設備等の新設又は改造に係る設計審査	排除設備等の撤去に係る設計審査	該当なし。			
	1日当たり設計排除汚水量						
	10m3まで	1件につき 3,300円					
	10m3を超え 50m3まで	1件につき 5,800円	1件につき 800円				
	50m3を超えるもの	1件につき 15,700円					
	種別	排水設備等の新設又は改造に係る工事検査	排除設備等の撤去に係る工事検査				
	1日当たり設計排除汚水量						
	10m3まで	1件につき 5,300円					
	10m3を超え 50m3まで	1件につき 10,700円	1件につき 800円				
	50m3を超えるもの	1件につき 18,200円					
備考 排水設備等の新設又は改造に係る工事検査のうち、現地確認を要しない工事検査については、1件につき800円							
指定排水設備工事事業者							
指定申請	1件につき 14,000円						

(様式2) その2

(19) 上・下水道事業

水道専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
該当なし。	該当なし。	鹿児島市のみ。	現行どおりとする。
該当なし。	該当なし。	鹿児島市のみ。	現行どおりとする。

行政制度等の調整方針(案)

(19) 上・下水道事業

水道専門部会

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
24 公共下水道事業(徴収)	納入通知書又は口座振替の方法により、水道料金と同時に、2か月に1度徴収	該当なし。	該当なし。	該当なし。
25 公共下水道事業 (水洗化への助成、融資制度等)	制度名	該当なし。	該当なし。	該当なし。
	対象者			
	融資限度額			
	融資利率			
	制度名			
対象者				
助成額				
条件				

(様式2) その2

(19) 上・下水道事業

水道専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
該当なし。	該当なし。	鹿児島市のみ。	現行どおりとする。
該当なし。	該当なし。	鹿児島市のみ。	現行どおりとする。